

仙高裁総第1170号

(庶ろ-03.)

令和元年12月24日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

仙台高等裁判所長官 秋吉 淳一郎

調停運営協議会の協議結果について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題1)

近時、民事調停事件の新受件数の減少により、実践を通じて調停技能を向上させることが困難となってきている。

そこで、調停技能を向上させるための方策として、①経験の浅い調停委員が経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）や②ケース研修、ロールプレイ研修など他人の経験を自己の経験に転化することができるような研修（以下「疑似体験的な研修」という。）が考えられる。

それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても伺いたい。

(出題理由)

民事調停の利用者のニーズに応える充実した調停運営を実現するためには、手続の円滑な進行や合意形成に向けた活動等に関する技術を磨くことが重要である。調停委員としての技術を向上させるには一定の件数をこなすことが肝要であるが、近時民事調停事件の新受件数の減少によりそれが困難となっている。

そこで、それを補うものとして、①OJTと②疑似体験的な研修が考えられるが、それらに対する取組について、各庁における実情を伺いたい。また、それらを実施する上での課題や工夫例についても御意見を伺いたい。（[]地裁）

(協議問題2)

多様な類型がある民事調停事件に適切に対応するため、例えば事実関係に争いがある事案や感情的対立の調整が必要な事案、などと事案を類型化した上での類型別

研修や経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修など、研修会の在り方について工夫していることがあれば伺いたい。

(出題理由)

民事調停委員については、採用の段階で弁護士や司法書士等各分野の専門的知識を有する方や社会生活において豊富な知識経験を有するいわゆる人格識見の高い方たちが任命されていると思うが、近年の社会情勢の変化による国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などこれまでと違った対応が求められる調停事件が多くなっていると感じている。

加えて、最近はインターネットの利用が一般化しており、当事者が事前に法律的なことを調べた上で調停の場に臨むといった事例や各種の法律相談機関を利用してある程度の知識を得て来ている場合もある。

このような状況を踏まえて適切な判断のもとに調停を進めていくためには、調停委員の日頃の自己研鑽に加えて、計画的な研修会開催などによる調停スキルの向上のための機会がますます必要になっている。

当簡裁の調停委員は、初任時に講話や心構えなどの基礎的研修会、その後の裁判所による各種研究会、また、年数回の調停協会主催の自主研修会などにより研修の機会が与えられているが、民事調停はそれぞれの事案によって種々の類型があり、それに万能な対応はなかなか困難なものがある。

今後の研修の在り方については、調停事件の事案を類型化した上での類型別研修の実施、経験豊かな調停委員による実体験に基づく研修会の実施、更に個々の調停委員の選任期間中、例えば2年間における最低履修目標を設定提示するなど、全調停委員の資質向上のための施策が必要ではないかと考えている。

裁判所側の負担も増加することになるが、現在実行している研修会について、調停協会の研修委員会との協議により、計画的なカリキュラムを作成するなどの工夫により、さらに充実した研修会の開催が実現できると考えている。 (■地裁)

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

(1) OJTについて

・新任調停委員が、調停に携わるのに先立ち、調停期日を数回傍聴し、調停運営の技能（事情聴取、事実認定、争点整理、評議のタイミング、和解に向けた主張の調整等）を学んでいる。

実際に事件を担当する際、裁判所が事件内容等を考慮し、専門性を有する専門家調停委員と一緒に担当させており、先輩調停委員の視点と経験を活かした調停運営を直接経験・体験でき、知識の習得や調停技能の向上につながる有効な方策である。

・調停委員の資質の維持向上として、法的素養のみならず、傾聴能力、調整能力等々を習得するための研修を制度として整備していく必要があるのではないか。

・民事調停の事件数の減少によりOJTの機会も減少していることを踏まえると3人の調停委員の指定を活用することを検討しても良いのではないか。

(2) 疑似体験的な研修について

・調停協会において、毎月1回（8月を除く。）、調停委員の資質向上、調停技能向上、情報の共有等を目的としてセミナーを開催している。裁判官、家裁調査官、調停官、外部講師等による講演会や、調停委員自らが担当した事件を素材にして、調停運営・争点整理の仕方・有効な解決策の検討等についてグループ討議をする事例研究や事例検討を行っている。

・調停協会が年間6回の研修会を主催し、民事事件と家事事件に関する研修をそれぞれ3回ずつ行っている。可能な限りグループワークを取り入れ、参加者主体での研修となるように努めている。

研修体系として、年次研修を制度化する等の施策も必要であると考えており、

講義形式の研修のみならず、参加型・体験型のグループワークにより経験の多寡にかかわらず参加者が発言できる研修形式が効果的と考える。

(裁判官のコメント)

・調停委員の調停運営技術を向上させる方策の柱となるのがOJTであり、これを補完するものが各種の研修である。裁判所が主催している研修は、階層別に5種類あり、それぞれの経験年数や担当事件数、専門性等を考慮し、参加者を募っている。その中で疑似体験的な研修としては、（新任調停委員と中堅調停委員を対象とした）ケース研究会があり、その内容は、具体的な事件を題材に模擬調停を行い、これを見てもらった上で、5、6人の小グループに分かれて班別討議を行って調停運営の在り方を研究するというものである。参加できなかつた調停委員に対しては、次の機会への参加を呼び掛けるなどして、できるだけ多くの調停委員に参加していただくように配慮している。

・調停委員の3人指定や、当事者の了解を得た上での調停へのオブザーバーとしての参加もOJTの補完方法の一つとして考えられるところである。調停委員の3人指定については、原則として事件解決のために3人の調停委員を指定するのが相当な事案である場合に調停主任裁判官の判断で指定されるものと考える。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

・調停事件の4類型を意識した調停運営に関する研究会を実施している。研究員から、事前に提出された当事者対応に苦労した事例、調停事件の進行や説得調整に当たって困難を感じた事例などを基に、それぞれの類型に合致した調停進行の在り方について、各研究員の問題意識を踏まえた意見交換を行っている。

・調停の研修や経験の浅い調停委員の研究会等においては、経験豊富な調停委員から、調停委員として調停に臨む気持ちや気を付けていること、事情聴取や説得調整で配慮している事項等を紹介していただくなど、その経験を踏まえた研修等

を実施している。

- ・調停協会の研修委員会企画による簡易裁判所との意見交換会を年5回実施している。年間を通じて調停機能の充実、強化をテーマとし、調停委員からこのテーマにふさわしい具体的な事例を提供してもらい、問題意識やあい路、どのような運営をして調停成立に導けたか、あるいは不成立に至ったかについて、意見交換を行っている。

もっとも、独立簡裁のように民事調停事件数が少ない府では、経験豊かな調停委員の確保が困難な場合もあることから、その場合には、近接支部との合同研修が考えられる。

- ・最高裁委嘱の各種研修のうち、民事調停委員研究会は、□□、□□、□□のブロックに分け、それぞれのブロックごとに開催することにより、多数の調停委員の参加が可能となり、班別討議など調停委員相互の意見交換に役立っている。今後の方策として、研究会、研修等、全体を通しての一貫性を持たせ、効果的なものとなるよう裁判所側との間で意見交換の場を作っていく必要があるものと思われる。

- ・ 3年ほど前から民事、家事統一の研修会を実施しており、その当番を地域ごとに輪番制で行い、事前準備から開催まで担当することにより、調停委員同士の交流も活発になり、その結果、開催地の調停委員の参加は100パーセントで、県下全体でも毎回150名ぐらいの参加がある。

- ・裁判所主催の研修においては、最高裁から送付された事例をもとにグループ討議が行われているが、土地柄を踏まえた題材を取り上げるなどの工夫により、研修効果を上げられるのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

- ・民事調停機能の強化を図るために、事案の内容に応じて事件を4つの類型に分け、各類型の解決課題に沿った効率の良い調停運営を行うことが提案されている。実際の事件では、このうち、事実関係に争いのある第1類型の事案や法的評

価に争いのある第2類型の事案、第1類型と第2類型を複合した事案が多いことから、ケース研究会では、これらの類型を多く取り上げ、具体的なケースについて、事情聴取の方法、書証などの証拠資料の見方、事実認定の考え方、事実認定を踏まえた調停案の策定など、法的観点を踏まえた調停運営について研修を行っている。また、感情的な対立の調整を必要とする第4類型の事案については、民事調停委員研究会や簡易裁判所民事実務研究会のテーマとし、参加者から、実際に苦労した事例を研究問題として提出していただき、当事者対応や調停の進め方について意見交換を行い、経験豊富な調停委員をコメントーターとして迎え、経験談や留意点などをお話しいただいている。さらに、債務弁済調停などの債務の履行方法が問題となる第3類型の事案については、当事者の支払原資の認定や債権者平等に配慮した調停案の策定など、この類型特有の問題をテーマとして取り上げ、研修では経験豊富な調停委員にノウハウのお話をしていただいている。このような類型別の研修は、相応の研修成果を収めている。研修は、参加できる調停委員が限られてしまうが、できるだけ多くの調停委員に参加してもらうため、何度も同様のテーマで行い、広く参加者を募っている。また、研修効果を上げるため、改善・工夫すべき点を検討しており、例えば、研修参加者の意見を踏まえて協議時間の配分など研修日程を変更したり、研究テーマについても、地域で問題となっている事案を取り上げて、実際の事件を加工し、仮名処理をするなどして研修の題材としたりする工夫も行っている。

(参列員等のコメント)

・各地の実情に応じた調停スキルの向上に皆様が取り組まれていることがよくわかった。■地裁、■地裁のお話にもあったように、支部などの規模により個別の調停協会単位では、開催が困難である場合もあろうかと思う。隣接する支部や県を超えての合同研修の開催というのも検討しても良いかもしれない。研修のマンネリ化を防止する意味でも有用と思われる。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第2 家事関係問題

(協議問題1)

面会交流調停事件について、監護親から、子が非監護親と面会することを嫌がっているという主張が出た場合の、具体的な事情の聴取の在り方について、どのような工夫や留意点があるか。

(出題理由)

面会交流が争点となる調停事件において、しばしば、監護親から、子が非監護親と面会することを嫌がっているという主張がされる場合がある。

ところで、このような主張がされる事案は、子が嫌がる理由から、①禁止制限事由があるか否かという争点が設定されるべき事案、②禁止制限事由とまではいい難いが、面会交流の実施に向けて調整すべき課題があるという把握をすべき事案があるようと思われる。また、結局のところ、③面会交流の条件が養育費の交渉材料となっている事案も存在すると感じられる。

そこで、深刻な禁止制限事由の主張がされている事案なのか、交渉材料としての主張をしている事案なのか等の事案の見極めや、それぞれの事案についてより深堀りした事情聴取（例えば、子どもの心情への理解を踏まえた事情聴取）をするために、どのような時期に、どのような事情を把握していくか、あるいは、当事者についても、どのように事情の整理をしてもらうか（どのように、禁止制限事由という枠組みに沿った情報の整理をしてもらった上で、事情を説明してもらうか）といった点につき工夫をお伺いしたい。

また、このような事情聴取において、子どもの年齢を意識することがあるかどうか、意識することがあるとして、どのような事情が問題になる場合に子どもの年齢を意識するか、実情をお伺いしたい。（■家裁）

(協議問題2)

面会交流事件において、適時に必要十分な事情聴取を行うために家事調停委員として留意すべき点について

(出題理由)

家事調停においては、当事者の納得を得て迅速に実効性のある解決を図ることを目指すこととなるが、そのためには、適時に必要十分な事情聴取を行うことが不可欠である。

もっとも、当該事案の解決に必要な事情がいかなるものであるかを把握することは必ずしも容易でない上、当事者の心情の揺れや当事者間の関係性等により意向や事情を聴取すること自体に困難を覚える事案も少なくない。

とりわけ、面会交流事件については、上記の困難が顕在化しやすいことに加え、子の心情や状況をも把握して考慮すべきであることや、子の人数・年齢・子相互の関係性等の関係者を取り巻く事情が多様であること、時間の経過により子の心情や状況も変動し得ることなどから、適時に必要十分な事情聴取を行うことが困難な類型の一つと思われる。

そこで、面会交流事件において子の利益にかなう解決を図るべく、適時に必要十分な事情聴取を行うために家事調停委として留意すべき点について、裁判官や家裁調査官との連携も含め、伺いたい。(■家裁)

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

- ・監護親が面会交流をさせたくないという思いを子の意思のように主張している場合も多々ある。したがって、通常の事件にも増してより丁寧な姿勢で事情聴取を行って、事実を確認していく。

- ・子が非監護親との面会交流を嫌がる理由及びその背景事情を監護親から聴取し、非監護親から聴取した内容と比較して双方の認識している事実にどのような差異があるのかを明らかにする必要がある。
 - ・当事者をあえて「お父さん」・「お母さん」という呼称で呼び、子を中心に据えた話合いをするという意図が伝わるようにする。また、当事者と調停委員と一緒に知恵を出し合い解決していくという雰囲気を醸成する。
 - ・職種間の認識共有のためのツールとして、「子どものチェックシート」を活用しており、子が非監護親との面会を嫌がっているとの主張がなされた場合は、チェックシートを振り返り、子どもが非監護親を嫌う点や好ましいと思う点を説明してもらい、同時に監護親の心理的事情を引き出すよう留意している。
 - ・事情聴取の結果を経過メモなどで裁判官に伝え、必要があれば事前評議を求めて、裁判官の意見も聞きながら調停を進めていくことが重要である。
 - ・「子どものためのプログラム」（子プロ）を実施して親の意識啓発を図り、親自身が抱える問題点を整理したり、親の離婚に直面した子どもの心情を理解してもらう。
 - ・子の年齢は、子の発言が真意に適うのか、その意思をどの程度尊重するのかを判断するうえで大きな要素であり、当事者から事情聴取を行う際には、常に意識している。
 - ・子どもが幼い場合は、監護親・非監護親双方に対し、面会交流支援団体や弁護士の利用、間接交流の方法などについても検討してもらい、検討してきた結果を確認してから調停を進めている。
- (参列員等のコメント)
- ・嫌がっているということにだけとらわれるのではなく、どういう文脈で出てきたのか、どういう説明に対してその発言に至ったのか、そのあたりを押さえて評価することが必要である。
 - ・親が拒否的な場合は、親ガイダンスなどを通して、子のために何をしていくの

がいいのか親に考えてもらうことが必要である。各庁でいろいろなプログラムを用意しているし、親ガイダンスDVDなどもあるので、それらの活用も検討していただきたい。

・子の年齢により言葉の理解や言語能力も違う。親の様子を見ながらの発言なのか、きちんと意思表示しているのか、年齢が全てではないが、年齢や背景事情も加えながら考えていくことになる。

(裁判官のコメント)

・嫌がっているという意思表明そのものではなく、その発言に至った背景事情、どういう言葉でどういう文脈で出てきた言葉なのか、いつごろからそのように思っていたのか、同居中の親子関係はどうだったのかなど、様々な経緯や事情を丁寧に聴き取っていくことになる。各庁で子どもの意思を把握するためのチェックシートなどを準備しており、事情聴取していく上で有用なものであるから活用していただきたい。

・子に目が向いていないような場合には、親ガイダンスDVDなどのツールも使いながら、子を中心とした話合いになるよう進めていただきたい。また、子の年齢により言葉の持つ意味も違ってくるので、親ガイダンスDVD内の子の発達に関する説明なども参考にして事情聴取していただければと思う。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

・子の状況や生活状況なども含めた紛争の全容を把握し、争点を見極めることや調停進行中に揺れ動く当事者の気持ち、心情の変化を見逃さないようにすることも重要である。

・子と親の関係性、親の紛争下で子がどのような影響を受けているか、親が紛争をどのように認識しているかなどを丁寧に聴いていくよう心掛けている。

・当事者に面会交流の意義や別居親が子に関与することの有用性を理解してもらう

ために調停委員や期日に立ち会っている調査官から説明したり、待ち時間にDV Dを視聴してもらったり、あるいは面会交流プログラムを実施したりしている。

・面会交流の方法について、直接の面会に限らず、メールやLINE、オンラインゲームなどの間接な交流もあり、柔軟なやり方も可能であることを当事者に説明している。

・当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、話が二転三転することもある。当初は可能な限り説得をせず、当事者の感情を受け止めつつ、寄り添う方向で声掛けをして信頼関係を構築すること、結論がある程度見えていたとしても、それを無理に理解させようとはしないこと、全体として丁寧さや落ち着きを保ちながら、感情に十分配慮した事情聴取をすることが重要である。

・裁判官や家裁調査官との役割分担を意識し、事案に応じて事前に評議を行って、より具体的な役割や方向性などをすり合わせて十分な連携を図ることが必要である。

(参列員等のコメント)

・十分な情報共有や緊密な連携、調停委員、調査官、裁判官の役割分担が非常に重要になってくる。調停が進行していく中で当事者の気持ちの変化が出てくるので、情報共有しながら、どのタイミングで、誰が何を聞くのか、その都度打ち合わせて決めていく必要がある。

(裁判官のコメント)

・事情聴取においては紛争の全容、子の置かれた状況を把握するのが大前提となる。具体的には紛争に至る経緯やこれまでの面会交流の実施状況、あるいは実施できなかった場合はその理由、面会交流に対する当事者双方や子の意向、同居親と子の生活状況、別居親と子との関係などを聞き取り、面会交流の禁止制限事由の有無を把握することが重要である。ただし、禁止制限事由がなければ直接交流を直ちに実施するという考え方に行き過ぎているとの批判もあり、個別の事情に応じて、面会交流を実施することが子の福祉に反するかを検討する必要がある。

その際には、面会交流を実施する上で子の安全が確保できるのかといった視点や子の生活状況や心身の安定を確保できるのかといった視点を持つことが重要である。

・直接的な面会交流が相当と判断される事案においては、面会交流の実施を阻害している具体的な事情を把握していくとともに、面会交流の意義や必要性、配慮すべき事項を当事者双方に丁寧に説明して理解してもらい、環境整備に向けて働きかけを行っていくというプロセスが必要になる。

・面会交流調停においては、調停委員会としての方針をはっきり持って事情聴取を行うことが必要である上に、当初の方針を途中で修正する必要が生じる場合も多いため、裁判官や調査官ともこまめに協議をしながら進めていく必要がある。また、調査官調査が必要な事案では、調査の方法や時期を見極める必要があり、適切な時期に調査官調査が行えるように、調査官活用のガイドラインなども参考にして検討していただきたい。

・調停期日においては主として調停委員が事情聴取をするが、調査官も必要に応じて専門的知見により事実を把握したり、働きかけを行うことで進行を援助するがあるので、調停期日においては調停委員と調査官との役割分担についても打合せして臨むことが必要である。